

○富山市大山農山村交流センター条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第186号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市大山農山村交流センター条例(平成17年富山市条例第209号)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館者の遵守事項)

第2条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、富山市大山農山村交流センター(以下「農山村交流センター」という。)の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第3条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を条例第5条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、農山村交流センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大山町地域農産物等活用型総合交流促進施設管理運営規則(平成11年大山町規則第6号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市規則第311号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。